○農林水産省告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県嘉麻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字クヌ木原二六七五の九（国有林。次の図に示す部分に限る。）・二六七五の一四・字高野河内ノ向二六九八の一〇・二六九八の一一（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宮若市三ケ畑字アガキ八の三、一六の九、一六の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県村上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市中条字南畑丁二八二〇の二、松之山天水越字滝ノ前四九三七の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市松川字松川山九九六の一四三（国有林）、大倉字葛倉一六〇一の七、一六〇一の一〇、一六〇一の一三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市宇津野字中ノ又澤八五三の八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市八箇字中ノ沢壬三の六六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県佐渡市徳和五四一四の一二・五四一四の一八（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市小白倉卯一一〇八の三、卯一一〇九の四、卯一三六八の三、卯一三七〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県生駒市大門町五八九の二・五八九の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町口山字仕出原三三七の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県大分市大字一尺屋字吉ノ上四四〇六の二・四四〇七の二・四四〇八の二・四四〇九の三・四四一二の三・四四一二の四・四四一三の八から四四一三の一〇まで（以上九筆国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県村上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）